

県教研会則等綴

島根県教育研究会会則	1
専門部研究会細則	2
島根県教育研究会 運営に関する事	3
県教研大会及び専門部研究会、市郡教研大会の開催期日について	5
島根県教育研究会研究推進委員会設置要項	6
表彰規定	7
活動基金の取扱要領	8
大会開催市郡・専門部配分金一覧表	9

県教研専用電話・FAX（0852）36－5070

E-mail:kenkyoken106@clear.ocn.ne.jp

<https://kenkyoken106.wixsite.com/shimane>

島根県教育研究会

R7. 5. 30改正

島根県教育研究会会則

第1条 この会は、島根県教育研究会といい、事務局を会長所在の市郡におく。

第2条 この会は、島根県内国公立小学校・中学校、義務教育学校の教育職員をもって組織する。

第3条 この会は、会員の研修の充実を図り、島根県教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 各市郡研究会及び専門部研究会の育成
- (2) 教育に関する研究調査
- (3) 教育図書等研究資料の提供
- (4) 研究成果の刊行物出版
- (5) その他必要な事業

第5条 この会に下記の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 常任理事 若干名
監査員 2名 事務局長 1名 幹事 若干名

第6条 役員は下記の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長、監査員は評議員会において選出する。
- (2) 理事は各市郡研究会及び各専門部研究会から各1名を選出する。
- (3) 常任理事は前項理事のうちから、市郡研究会代表5名（各教育事務所単位1名）及び専門部研究会代表3名を選出する。
- (4) 幹事及び事務局長は会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の任務は下記のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務の処理にあたる。
- (4) 常任理事は特に緊急な会務の処理にあたる。
- (5) 幹事及び事務局長は理事会・評議員会の委任事項を処理する。
- (6) 監査員は会計を監査する。

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 この会に評議員を置く。評議員は各市郡研究会において各1名選出する。

評議員は評議員会を組織し、下記の事項について審議する。

- (1) 本会の事業計画
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要な事項

第10条 常任理事会・理事会・評議員会は会長がこれを招集する。

第11条 この会に顧問及び参与をおくことができる。顧問・参与は評議員会に図って会長が委嘱する。

第12条 この会に必要なに応じて専門委員会をおくことができる。専門委員会に関することは別に定める。

第13条 この会の事務処理のため、会長は評議員会に図って職員をおくことができる。

第14条 この会の経費は、会費及び補助金その他の収入をもってあてる。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 この会に必要な細則は別にこれを定める。

付 則 この会則は昭和37年11月20日から会則の一部を改正する。

改正年月日 昭和43年5月3日 昭和48年5月17日 昭和52年5月31日
昭和56年5月19日 昭和57年1月22日 平成5年5月21日
平成30年5月25日 令和7年5月30日

専門部研究会細則

- 1 この細則は島根県教育研究会会則第16条により、第4条（1）項における専門部研究会（以下専門部という）について必要な事項を定めるものである。
- 2 専門部とは次の通りとする。
 - （1）**各教科・領域専門部**（学習指導要領に照らして設置が当然であると考えられる専門部である。）
国語、算数・数学、理科、生活科、音楽、社会、小学校体育、中保健体育、造形、英語、中学校技家、小学校家庭、道德、特別支援、特別活動
 - （2）**教育課題専門部**（教育課題として研究協議する必要がある専門部）
生徒指導、キャリア教育、図書館、メディア教育、へき地教育、人権・同和教育
 - （3）**職域専門部**（同じ職域の会員により構成され、その職務遂行のために必要な研修をはかる専門部）
小学校長会、中学校長会、小・中教頭会、養護教諭、栄養教諭
 - （4）**特設専門部**（県外等の機関の要請により研究発表大会を実施するため既存の専門部以外の受け皿として、又特別事情により必要な専門部であり事業が終了すれば新設前に復することを原則とする。）
聴覚言語障害
- 3 専門部新設の要件は次の（1）又は（2）に該当する場合とする。
 - （1）学習指導要領に照らして新設が妥当であると考えられる場合。
 - （2）次の要件を備えている場合
 - ① ある程度の活動実績があること。
 - ② 本会会則第2条により島根県内国公立小学校・中学校、義務教育学校の教育職員で組織されていること。
 - ③ 既存の専門部で研究活動又は研究大会を実施することが困難であること。
 - ④ 加入要請があること。
- 4 既存の専門部の編成変えの要件は下記の（1）または（2）であり、当該専門部からの申請があることが原則である。
 - （1）学習指導要領に照らして、解散又は他の専門部と統合が妥当であると考えられる専門部であること。
 - （2）時代の要請、地域の実態に合わなくなり、解散又は他の専門部と統合が妥当であると考えられる専門部であること。
- 5 専門部の新設、編成変えについての手続きは協議委員会の議を経て、評議員会の承認を得る。
- 6 協議委員会は本会会則第12条による専門委員会をもってこれに充てる。
- 7 専門部の財政的支援は専門部の区分け、研究発表大会の規模、研究活動の内容等に応じて予算の範囲内において助成する。

附則

- 1 この細則は平成12年5月26日より実施する。
- 2 細則第6条の協議委員会は当分の間研究推進委員会をもって充てる。
- 3 この細則は平成24年5月より実施する。
- 4 この細則は令和5年5月より実施する。
- 5 この細則は令和7年5月より実施する。

島根県教育研究会運営に関すること

本会の多岐にわたる事業を行うにあたり、本会の運営全般についておよびそれぞれの事業の運営についての内規または細則が作成され施行されてきた。以下はそれらを整理したものである。

記

I、会議（定例会議）に関すること

- | | |
|---------------|----------|
| 1、第一回理事会・評議員会 | 5月中旬～下旬 |
| 2、常任理事会 | 7月上旬 |
| 3、第二回理事会 | 2月上旬 |
| 4、監査会 | 3月下旬 |
| 5、研究推進委員会 | 必要に応じて適宜 |
| 6、事務局会 | 必要に応じて適宜 |

II、会計に関すること

- | | |
|----------|-----|
| 1、本会計 | 会費 |
| 2、活動基金会計 | 積立金 |

III、教育研究大会に関すること

1、各専門部教育研究大会関係

- (1) 各専門部教育研究大会は、開催を予定する際には「開催年次計画」を立てる。
- (2) 開催年次計画は、各専門部で協議した後、会場地や開催年度に偏りがないよう理事会において調整し、決定する。
計画を変更する必要がある場合は、直ちに専門部から県教研事務局に連絡し、理事会にはかるようにする。
- (3) 各種研究大会を精選するため、各専門部研究大会は文部科学省指定や県指定の指定校発表大会と併催するように努める。
また、中国大会、中四国大会、全国大会開催の場合、専門部県大会と併催の形をとることとする。
- (4) 各専門部研究大会（県大会）の開催日程は原則として1日とする。
- (5) 研究大会の会場、期日等の決定
専門部で原案を作成→県教研事務局・開催市郡と調整→理事会で決定という手続きを早めにとるようにする。中国・中四国・全国大会については、特に早めに立案し、調整し、決定するように努める。
- (6) 専門部研究大会の開催に当たっては、事前に開催地の市郡教育研究会と十分な連絡をとるなど、円滑かつ効果的な大会運営に努める。

2、各市郡教育研究大会関係

- (1) 各市郡教育研究大会は、「開催年次計画」を作成する。
- (2) 開催年次計画は、市郡の実態に基づいて理事会において承認する。変更を必要とする場合は県教研事務局に連絡し、理事会にはかる。
- (3) 市郡教育研究大会、町村教育研究大会、専門部県大会等を同一年度内に同一市

郡で開催する場合は、市郡教育研究会を中心に相互の連携を密にして円滑な運営に努める。

(4) 研究推進に当たっては学校の自主的な研究を生かす（会場校の研究主題や研究教科・領域を継続する）ようにし、できるだけ割り当てはしないように努める。

(5) 研究大会への参加等について、隣接市郡との協力体制を確立するように努める。

IV、事務手続き等に関すること

- | | | |
|--------------------|---------|------|
| 1、会員数の報告（各市郡から報告） | 締め切り | 4月下旬 |
| 2、各市郡及び各専門部の役員名の報告 | 市郡締め切り | 4月下旬 |
| | 専門部締め切り | 5月下旬 |

3、共催並びに後援申請書の提出

研究大会（県教研大会、市郡大会、専門部大会＝中国、中四国、全国大会とも）を開催する場合には、下記により共催・後援申請書を提出し、共催・後援の承認を得るものとする。

記

- | | | |
|------------|---------------|--------------------|
| (1) 宛先、部数 | 島根県教育研究会長宛 | 1部 |
| (2) 提出先 | 県教研事務局 | （市郡大会、専門部県大会の県教委宛） |
| (3) 添付書類 | 専門部大会 | ——— 開催要項（案） |
| | 市郡大会 | ——— 開催要項（案） |
| (4) 提出締め切り | 書類が整い次第提出すること | |
- 4、会員人数の提出 会費の納入
（各市郡から）県教研事務局の指定の口座へ振り込む（納入期限別途指定）
- 5、市郡研究費（基礎配分金）
会費から各市郡においてあらかじめ差し引いて報告する。
※令和8年度より基礎配分金をとりやめる。
- 6、市郡研究費（調整配分金）、専門部研究費、専門部負担金、の配分金の送付
（県教研事務局から各市郡、各専門部へ） 1学期末まで
- 7、研究論文並びに教育実践記録応募期間 3学期（1月上旬）
（募集要項および表彰規定による）
- 8、「大会報告」の原稿提出締め切り 12月上旬
（研究大会を開催した各市郡、各専門部から事務局へ）
- 9、「表彰該当者」の報告締め切り 3月下旬
（各市郡、各専門部から県教研事務局へ）（表彰規程による）

V、Web管理について

- 1、各専門部等のHPについては、原則リンク形式とする。

* 各種研究大会の「期日の決定及び変更」については、重複を避けるために調整するので、必ず事前に県教研事務局に連絡し、協議すること。（12月中旬には、次年度開催のすべての研究大会の期日が決まるように努めること）

（昭和56年度・60年度検討、63年度確認、平成4年度改正、平成7年度改正、平成15年度改正、平成18年度5月26日改正、平成20年度改正、平成22年度改正、平成26年度改正、平成27年度改正、令和5年度改正、令和7年度改正）

専門部研究会、市郡教研大会の開催期日について

専門部研究大会及び市郡教育研究大会の期日は、開催年度の前々年度の7月末日までに事務局に報告する。第3希望までを提出する。重複したときは、県教研事務局（代表：事務局長）と専門部および市郡教研の担当専門委員長で実施日を調整する。

調整は、2月までに行い、理事会で承認を得る。ただし、中国・四国大会等会場確保の都合で、早めに決める必要があるときは、5月（前々年度）の第1回理事・評議員会に提案し、決めることができる。

（平成26年5月30日第1回理事・評議員会で承認。）

島根県教育研究会研究推進委員会設置要項

1. 研究推進委員会設置の趣旨

島根県教育研究会（以下「県教研」という。）は、県内における教育充実を目指す県教研への期待に応え、研究実践活動の一層の深化・発展を図るため県教研の研究体制等のよりよい在り方を検討していくため研究推進委員会を設置する。

2. 研究推進委員会の具体的業務

- (1) 県教研の組織充実方途についての検討
- (2) その他

3. 研究推進委員会の位置付け

会則第12条に規定する専門委員会とし、研究体制等についての会長の諮問に応える。
平成5年度以降常置の期間とする。

4. 研究推進委員会の構成

- 委員長 1名（専任）・・・・・・・・・・県教研副会長を充てる
- 市郡研究会理事代表 2名・・・・市郡研究会関係常任理事で協議・選任
- 専門部研究会理事代表 2名・・・・専門部関係常任理事で協議・選任
- 県教研の研究体制等についてすぐれた識見を有する会員 5名
各常任理事において関係理事の意見を取りまとめて選任
（各教育事務所管轄地域内の市郡研究会理事が推薦する者 各1名）
- 事務職員 若干名

5. 研究推進委員会の業務と委員会開催計画等

- (1) 業務：上記2のとおり
- (2) 委員会開催計画（開催の場合は、6月、11月）
 - ① 第1回研究推進委員会
 - ② 第2回研究推進委員会
- (3) その他（研究推進委員会終了後の流れ）
 - ① 会長へ報告
 - ② 理事会へ提案・決定
 - ③ 全会員に周知

表彰規定

下記の役員が退職したときは、感謝状及び記念品を贈り、その功績をたたえる。

- (1) 島根県教育研究会の会長、副会長及び事務局長として会則の定める任期（１年）以上在任した者。
- (2) 島根県教育研究会の理事及び監査員として在任した期間が合計３年以上となる者。

「付記」 各市郡教育研究会及び専門部研究会は、毎年度末に(1)から(2)の項目の該当者を県教育研究会事務局に報告する。

制定年月日	昭和５０年２月２０日
一部改正	昭和５９年５月１８日
〃	昭和６２年５月 ７日
〃	平成 ３年２月 １日
〃	平成２０年５月３０日

切り取り線

令和 年度 表彰該当者

No.	氏 名	本会・市郡・専門部	役 名	在任期間	備 考
例	島根 太郎	県 教 研 県 教 研 造 形	会 長 事務局長 理 事	1 1 1	R 2 R 元 H 27
1					
2					
3					

活動基金の取扱要領

1. 活動基金は、専門部活動の充実を図るための大会助成を中心とした活動を行うための基金とする。
2. この基金は、従来の「研究活動基金」と「積立金」を平成18年度より統合し一本化したものである。研究論文等の賞金は本会計へ組み込むこととする。
3. この会計の使途については、あらかじめ理事・評議員会にはかって承認を得なければならない。
4. この会計の収支状況は、監査のうえ評議員会に報告するものとする。
5. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 令和7年5月30日改正

大会開催市郡・専門部配分金一覧表

【市郡大会】

20万円

【専門部大会】

○県大会 20万円

○中四国大会以上 30万円

※上記以外 必要に応じて協議して支出する。